

令和6年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《所管事項説明》

- 1 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定
（中間案）について 1
- 2 各種審議会等の審議状況の報告について 5

（別冊）

「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」（中間案）

令和6年12月9日
医療保健部

【所管事項説明】

1 「三重県新型コロナウイルス等対策行動計画」の改定（中間案）について

1 計画改定の経緯（背景・目的）

- 新型コロナウイルス感染症対応（以下「新型コロナ対応」）では、検査、医療提供・ワクチン接種体制が発生初期に確立されていなかったこと、ウイルスの変異等により複数回にわたって発生した「波」のために国民の行動や経済活動が繰り返し制限されたことなどから、対策の切り替えを柔軟かつ適切に行うのが難しかったという課題が明らかとなりました。
- 国においては令和6年7月、新型コロナ対応の経験をふまえ、次の感染症危機でよりの確な対策の切り替えを行うことなどをめざして、初めて政府行動計画を抜本的に改正しました。
- 本県においても、新型コロナ対応の経験や県感染症予防計画に記載した医療提供体制の確保に関する内容をふまえた上で、新たな政府行動計画に基づいて、三重県新型コロナウイルス等対策行動計画を全面的に改定します。
- 本計画の改定により、新興インフルエンザ等感染症（以下「新興感染症」）に対する平時の準備や発生段階ごとの対策を具体的に示し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組みます。

2 計画（改定後）の期間

令和7年4月から令和13年3月まで（概ね6年ごとに見直し）

3 計画（中間案）の主な概要

（1）改定の主なポイント

- ① 平時の準備を充実
- ② 発生段階ごとの医療提供体制等の対策を具体化
- ③ 感染拡大防止と社会経済活動の両立を重視

（2）計画の主な概要

新興感染症に対する平時および有事における13の対策項目を3つの時間軸（準備期、初動期、対応期）で整理しました。主な対策項目は以下のとおりです。

① 実施体制

<準備期>

- 三重県感染症対策連携協議会の定期的な開催等を通じて、県と関係機関間における平時の連携を強化します。
- 保健所や医療機関、施設等さまざまな機関を対象とした研修・訓練の実施により、感染症対応に強い人材の育成を図ります。

<初動期>

- 新興感染症が国内で発生し、政府対策本部が設置された場合、県対策本部を速やかに設置します。また、海外での発生などさらに早いタイミング

で感染症の専門家等との協議を開始するなど、各対策を迅速に実施できる機動的な体制を立ち上げます。

<対応期>

○感染症の状況、県民生活・経済状況、各対策の実施状況等に応じて、対策の実施体制を柔軟に切り替えます。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

<準備期・初動期>

○平時から県民向け講演会などの啓発活動に取り組み、有事における県民の適切な判断・行動につなげます。また、有事の際には、外国人や障がい者等に配慮しながら、的確な情報提供を行います。

<対応期>

○初動期に引き続き、県民に対して的確な情報提供を行います。その際には、新型コロナ対応をふまえ、感染状況や病原体の性状等に応じて重点的に実施する対策をとりまとめ、県民に分かりやすく周知します。

③ まん延防止

<準備期>

○有事に備え、緊急事態措置等を実施する際に参考とする指標（例：病床使用率など）の検討を平時から行います。

<初動期・対応期>

○新興感染症の封じ込めを念頭に対応する時期には、効果的な治療法が確立されていないことなどから、医療のひっ迫を回避し、県民の生命および健康を保護するため、緊急事態措置など強度の高いまん延防止対策を講じます。

○病原体の性状等に応じて対応する時期には、重症化リスクや感染リスク等に応じて、感染拡大防止効果と県民生活・経済活動への影響を総合的に勘案し、アラートによる感染拡大防止への協力の呼びかけを含め、適切なまん延防止対策を講じます。

○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、新型インフルエンザ等特別措置法によらない基本的な感染症対策へ移行します。

○検査や医療提供体制の確保、ワクチン・治療薬の普及、社会経済状況等の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとりながら、的確に対策の切り替えを行います。

④ ワクチン

<準備期>

○平時から国や市町、医療機関等と共に接種方法等の検討を行い、有事の際の円滑なワクチン接種に備えます。

<初動期・対応期>

○ワクチンの必要量を確保し、市町の速やかな接種体制構築を支援します。また、ワクチンに関する迅速・正確な情報提供に努め、接種にかかる県民の適切な判断につなげます。

○ワクチン接種（副反応症状等を含む）に関する相談窓口を設置します。また、必要に応じて、大規模接種会場の設置など県が補完的に実施する対策について検討します。

⑤ 医療

<準備期>

○県と医療機関等との間で、入院や発熱外来等の実施に関する協定を締結し、平時から医療提供体制を整備します。

<初動期>

○流行初期から対応を行う協定締結医療機関に対して、必要な医療を提供するよう要請します。また、民間宿泊事業者に対して、協定に基づく宿泊施設の確保を要請します。

<対応期>

○地域の感染状況等に応じて、流行初期以降に対応する医療機関等に対しても、協定に基づく医療の提供を要請します。また、県独自協定に基づき、関係団体に対して看護人材の確保を、民間交通事業者等に対して患者の移送を要請します。

⑥ 検査

<準備期>

○県と民間検査機関等との間で、検査の実施に関する協定を締結し、平時から検査実施体制を整備します。また、国の補助事業を活用し、協定締結検査機関の検査機器の維持・拡充を支援します。

<初動期>

○国により検査方法が確立した後、保健環境研究所において迅速・的確に検査を実施するとともに、流行初期から対応を行う協定締結検査機関に対して、検査の実施を要請します。

<対応期>

○流行初期以降に対応する協定締結検査機関に対しても、協定に基づく検査の実施を要請します。

⑦ 保健

<準備期>

○研修・訓練の実施により、保健所および保健環境研究所において有事の際にリーダーシップを発揮できる人材を育成します。また、ICTの活用等を通じた保健所業務の効率化について、平時から検討します。

<初動期・対応期>

○全庁からの応援職員やI H E A T要員等の人員を確保し、保健所等において速やかに有事体制へ移行します。また、地域の実情や業務負荷等の状況に応じて、保健所等における通常業務の見直しを行います。

⑧ 物資

<準備期>

○医療機関における個人防護具等の備蓄を要請するとともに、県においても協定締結医療機関の不足分を補うための備蓄を行います。

<初動期・対応期>

○物資の備蓄状況を確認するとともに、不足する地域や医療機関等に対し、必要量を配布します。

※ 記載を省略した内容を含めて、詳細は別冊「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（中間案）」をご参照ください。

4 今後の進め方

パブリックコメントを実施した後、県感染症対策連携協議会における協議を経て、令和7年3月開催の本常任委員会へ最終案を提出します。

<今後のスケジュール>

令和6年12月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	感染症対策連携協議会で最終案の協議
3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会 行動計画の改定

【所管事項説明】

2 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年9月17日～令和6年11月20日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県感染症対策連携協議会
2 開催年月日	令和6年9月18日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 野村 豊樹 他16名
4 諮問事項	1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について 2 各種協定の締結状況等について 3 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	令和6年10月29日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 伊藤 正明 他3名
4 諮問事項	医療法人の設立等認可申請事案について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立等について、全て承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	令和6年11月7日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 泉 知子 他18名
4 諮問事項	1 第8次三重県医療計画（在宅医療対策）について 2 三重県の人口動態と介護保険に関する状況について 3 在宅医療・介護連携について介護側から見た現状と課題について 4 令和6年度事業の取組状況について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県感染症対策連携協議会
2 開催年月日	令和6年11月15日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 野村 豊樹 他16名
4 諮問事項	「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の中間案について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	